○法務省告示第三百八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

成田食品工業株式会社	福島県相馬市成田字大作二百九十五番地	惣菜製造業

○法務省告示第三百九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

株式会社ファーストフーズ名古屋	愛知県小牧市大字本庄字白池八百十一番地の一	惣菜製造業

○法務省告示第三百十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

島袋政信	沖縄県島尻郡久米島町字西銘千三百七十二番地の一	耕種農業

○外務省告示第二百五号

平成二十八年五月一日にダッカで、外交旅券所持者に対する外交査証の相互免除措置に関する口上書の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十八年七月一日から実施される。

平成二十八年六月十三日

外務大臣　岸田　文雄

（在バングラデシュ人民共和国日本国大使館からバングラデシュ人民共和国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.156／F０／16

口上書

在バングラデシュ人民共和国日本国大使館は、バングラデシュ人民共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　バングラデシュ人民共和国の国民であって、バングラデシュ人民共和国外務省が発給した有効な外交旅券を所持しバングラデシュ人民共和国政府の外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該バングラデシュ人民共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2(A)　バングラデシュ人民共和国外務省が発給した有効な外交旅券を所持するバングラデシュ人民共和国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(B)　2(A)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するバングラデシュ人民共和国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するバングラデシュ人民共和国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにバングラデシュ人民共和国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるバングラデシュ人民共和国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、バングラデシュ人民共和国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在バングラデシュ人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてバングラデシュ人民共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十六年五月一日にダッカで

（バングラデシュ人民共和国外務省から在バングラデシュ人民共和国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.EA&P／JPN／401／2016／185

口上書

バングラデシュ人民共和国外務省は、在バングラデシュ日本国大使館に敬意を表するとともに、バングラデシュ政府が、外交旅券所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十六年七月一日から次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持し日本国政府の外交又は領事の任務の目的でバングラデシュ人民共和国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交査証を取得することなくバングラデシュ人民共和国に入国することができる。

2(A)　日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持する日本国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってバングラデシュ人民共和国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくバングラデシュ人民共和国に入国することができる。

(B)　2(A)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってバングラデシュ人民共和国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、バングラデシュ人民共和国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するバングラデシュ人民共和国の法令に服することを免除するものではない。

4　バングラデシュ人民共和国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　バングラデシュ人民共和国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくバングラデシュ人民共和国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　バングラデシュ人民共和国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

バングラデシュ人民共和国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在バングラデシュ人民共和国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十六年五月一日にダッカで